



2023年8月28日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ウ ィ ル ズ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 CEO 杉 本 光 生  
(コード番号：4482 東証グロース)  
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 CFO 蓮 本 泰 之  
(TEL 03-6435-8151)

## 新株予約権（税制適格ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

株式会社ウィルズ（本社：東京都港区、代表取締役社長：杉本光生、以下「当社」）は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役に対し、ストック・オプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### I. 新株予約権（税制適格ストック・オプション）の発行

##### i. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めることを目的としております。

##### ii. 株式会社ウィルズ第14回新株予約権の発行要領

#### 1. 新株予約権の数

800個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式80,000株とし、下記3.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

#### 2. 新株予約権と引換えに払込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

#### 3. 新株予約権の内容

##### （1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個あたり100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、3.（2）に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよ

う、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日(2023年8月25日)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社株式の終値である579円としております。取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにしたのは、取締役会決議日直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は権利行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合は、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(3) 新株予約権の行使期間

2026年9月2日から2030年9月1日

(4) 資本金及び資本準備金に関する事項

ア. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記「ア」の資本金等増加限度額から上記「ア」に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(5) 新株予約権の行使条件

- ア. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- イ. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ウ. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- エ. 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200 万円を超えてはならない。

(6) 新株予約権の取得の条件

- ア. 当社は、新株予約権者が上記⑦による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- イ. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

(8) 新株予約権の公正価値

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(9) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

合併等による組織再編に際して定める契約書又は計画書等に次に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該合併等の比率に応じて、当該株式会社の新株予約権を交付する。

ア. 合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

イ. 吸収分割

吸収分割する株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

ウ. 新設分割

新設分割により設立する株式会社

エ. 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

オ. 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

4. 新株予約権の割当日

2023 年 8 月 28 日

5. 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、その他の募集事項と併せて、別途開催される取締役会の決議において定める。

6. 申込期日

2023年8月28日

7. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 1名 800個

8. その他

本新株予約権の行使に伴って交付される株式は、新株式ではなく自己株式を充当する予定でありますため、発行済み株式総数には変更を生じません。

以上